

山 青 森 県 報

第二千二百三十三号

平成十四年四月一日(月曜日)

目 次

告 示

- 福祉事務所の所管区域の特例の対象となる事務の廃止……………(健康福祉政策課) ……一
- 救急病院の設置……………(健康医療課) ……一
- 臨時の職業訓練の施行……………(労働・政能力開発課) ……一
- 二以上の県土整備事務所の所管区域にわたる県土の整備に
関する事務を分掌する県土整備事務所の指定……………(監理課) ……二
- 車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路の指定……………(道路課) ……三
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課) ……三
- 出先機関
- 自動車税・自動車取得税証紙代金収納取扱人及び証紙代金
収納計器の取扱場所の指定……………(青森県事務所) ……四
- 教育委員会
- 公印の廃止……………(職員福利課) ……五

告 示

青森県告示第四百四十四号

平成五年三月三十一日青森県告示第二三三十一号(福祉事務所の所管区域の特例の対象となる事務)は、廃止する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県告示第四百四十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	所 在 地	認定の有効期限
津軽三育医院	南津軽郡田舎館村大字川部字上西田一三〇の一・二	平成十七年三月三十一日

青森県告示第四百四十六号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例(昭和三十九年四月青森県条例第三十九号)第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木 村 守 男

臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	職業訓練の種類 ・職業訓練課程	対象者	訓練科	訓練期間	定数
青森県立青森高等技術専門学校	普通職業訓練 ・短期課程	公共職業安定所長から職業訓練の受講を推薦を受けたもの	OA事務科	六月	前期○人 後期○人

青森県告示第四百七十七号

青森県行政機関設置条例（昭和三十六年一月青森県条例第十三号）第十三条第三項及び青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第二百五条第二項の規定により、二以上の県土整備事務所の所管区域にわたる県土の整備に関する事務を分掌する県土整備事務所を次のとおり指定し、平成元年四月一日青森県告示第二百五十九号（二以上の土木事務所の所管区域にわたる土木に関する事務を分掌する土木事務所）の指定）は、廃止する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木 村 守 男

一 二以上の県土整備事務所の所管区域にわたる道路に関する事務（次号に掲げる事務を除く。）を分掌する県土整備事務所

二以上の県土整備事務所にわたる事務	二以上にわたる県土整備事務所名	二以上にわたる事務を分掌する県土整備事務所名
一般国道百一号に関する事務（大釈迦スノーシールドの部分に係るものに限る。）	弘前県土整備事務所 五所川原県土整備事務所	五所川原県土整備事務所
一般国道百一号に関する事務（漆館橋から北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字崎尻一二の三地先の同町と西津軽郡森田村との境界までの部分に係るものに限る。）	五所川原県土整備事務所 鯉ヶ沢県土整備事務所	鯉ヶ沢県土整備事務所

県道屏風山内真部線に関する事務（神田橋の部分に係るものに限る。）	五所川原県土整備事務所 鯉ヶ沢県土整備事務所	五所川原県土整備事務所
県道八戸野辺地線に関する事務（第二奥入瀬川橋の部分に係るものに限る。）	八戸県土整備事務所 十和田県土整備事務所	十和田県土整備事務所
県道鯉ヶ沢蟹田線に関する事務（やまなみトンネルの部分に係るものに限る。）	青森県土整備事務所 五所川原県土整備事務所	五所川原県土整備事務所
県道八戸百石線に関する事務（開運橋の部分に係るものに限る。）	八戸県土整備事務所 十和田県土整備事務所	十和田県土整備事務所
県道岩木山環状線に関する事務（上鳴沢橋の部分に係るものに限る。）	弘前県土整備事務所 鯉ヶ沢県土整備事務所	鯉ヶ沢県土整備事務所
県道五所川原岩木線に関する事務（轡竜橋の部分に係るものに限る。）	弘前県土整備事務所 五所川原県土整備事務所	五所川原県土整備事務所
県道十腰内陸奥森田停車場線に関する事務（もとみあい橋の部分に係るものに限る。）	弘前県土整備事務所 鯉ヶ沢県土整備事務所	弘前県土整備事務所
県道戸来十和田線に関する事務（五渡橋の部分に係るものに限る。）	八戸県土整備事務所 十和田県土整備事務所	十和田県土整備事務所
県道妙堂崎五所川原線に関する事務（五所川原大橋の部分に係るものに限る。）	五所川原県土整備事務所 鯉ヶ沢県土整備事務所	五所川原県土整備事務所
県道林五所川原線に関する事務（三好橋の部分に係るものに限る。）	五所川原県土整備事務所 鯉ヶ沢県土整備事務所	五所川原県土整備事務所
県道富沼薄市線に関する事務（津軽大橋の部分に係るものに限る。）	五所川原県土整備事務所 鯉ヶ沢県土整備事務所	五所川原県土整備事務所
県道常海橋銀線に関する事務（常福橋の部分に係るものに限る。）	弘前県土整備事務所 五所川原県土整備事務所	五所川原県土整備事務所

二 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の二第一項の規定による車両の通行の許可に関する事務が二以上の県土整備事務所（所管区域にわたる場合）の当該許可に関する事務を分掌する県土整備事務所は、当該許可の申請を最初に受けた

県土整備事務所とする。

三 二以上の県土整備事務所の所管区域にわたる河川に関する事務を分掌する県土整備事務所

二以上の県土整備事務所にわたる事務	二以上にわたる県土整備事務所名	二以上にわたる事務を分掌する県土整備事務所名
一級河川山田川に関する事務	弘前県土整備事務所 五所川原県土整備事務所 鯉ヶ沢県土整備事務所	鯉ヶ沢県土整備事務所
一級河川十川に関する事務 (北津軽郡板柳町大字滝井字川崎六三の八地先の頭首工(以下「滝井頭首工」という)上流端から下流の部分に係るものを除く)	弘前県土整備事務所 五所川原県土整備事務所	弘前県土整備事務所
一級河川十川に関する事務 (滝井頭首工上流端から下流の部分に係るものに限り)	弘前県土整備事務所 五所川原県土整備事務所	五所川原県土整備事務所
一級河川十川に関する事務	五所川原県土整備事務所 鯉ヶ沢県土整備事務所	五所川原県土整備事務所
一級河川浪岡川に関する事務 (北津軽郡板柳町大字滝井字滝袋五一の地先の町道橋上流端から下流の部分に係るものを除く)	弘前県土整備事務所 五所川原県土整備事務所	弘前県土整備事務所
二級河川中村川に関する事務	弘前県土整備事務所 鯉ヶ沢県土整備事務所	鯉ヶ沢県土整備事務所
二級河川中川沢に関する事務	弘前県土整備事務所 鯉ヶ沢県土整備事務所	鯉ヶ沢県土整備事務所
二級河川奥入瀬川に関する事務	八戸県土整備事務所 十和田県土整備事務所	十和田県土整備事務所
二級河川後藤川に関する事務	八戸県土整備事務所 十和田県土整備事務所	十和田県土整備事務所

四 二以上の県土整備事務所の所管区域にわたる下水道に関する事務を分掌する県土整備事務所

二以上の県土整備事務所にわたる事務	二以上にわたる県土整備事務所名	二以上にわたる事務を分掌する県土整備事務所名
-------------------	-----------------	------------------------

岩木川流域下水道に関する事務

弘前県土整備事務所
五所川原県土整備事務所

弘前県土整備事務所

青森県告示第百四十八号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)第二条の規定により公示する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木村守男

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道 三沢十和田線	十和田市元町東一丁目五の一から 十和田市大字洞内字後野三三〇の一六まで
県道 十和田三戸線	十和田市元町東一丁目三の一から 十和田市穂並町四七の一まで
国道 一〇二号	十和田市稲生町七の一から 十和田市稲生町七五の八まで
県道 戸来十和田線	十和田市大字藤島字上野目一の一から 十和田市穂並町四七の一まで

二 指定する年月日
平成十四年四月一日

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	年月日更
Kバリュエ下町店 弘前市新町一六七の一	マックスバリュエ下町店 弘前市新町一六七の一	平成 一四・二・二七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュエ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 原田昭彦

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	年月日更
株式会社亀屋みなみチェイン 青森市卸町二の一七 代表取締役 南実	マックスバリュエ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 原田昭彦	平成 一四・二・二七

四 届出年月日

平成十四年三月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十四年四月一日から同年八月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年八月一日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

青森県税事務所告示第一号

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）第三十条第一項の規定により自動車税・自動車取得税証紙代金収納取扱人及び証紙代金収納計器の取扱場所を指定したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年四月一日

青森県税事務所長 棚 橋 達 彦

一 自動車税・自動車取得税証紙代金収納取扱人の住所及び名称

1 住所

青森市奥野一丁目一二の三

2 名称

社団法人青森県自動車会議所

二 証紙代金収納計器の取扱場所

青森市大字浜田字豊田一三九の二一

青森県交通会館内

青森市大字浜田字豊田一二九の一三

青森県軽自動車会館内

八戸市大字市川町字長七谷地二の七〇四

八戸自動車会館内

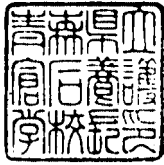
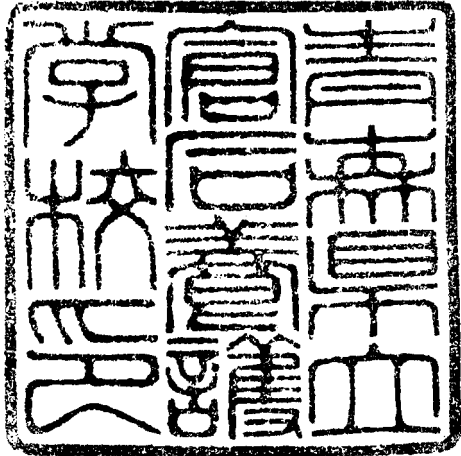
教 育 委 員 会

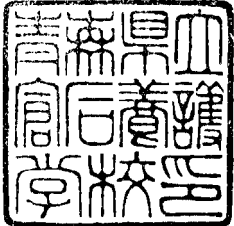
青森県教育委員会告示第三号

平成十四年三月三十一日次の表に掲げる公印を廃止したので、青森県教育委員会文書取扱規程（昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号）第九条の規定により告示する。

平成十四年四月一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

公印の名称	青森県立倉石養護学校校長印
公印の印影	
青森県立倉石養護学校印 (正印)	

青森県立倉石養護学校印 (副印)	
---------------------	---

青 森 県	発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号
東奥印刷株式会社	印刷所・販売人 青森市古川二丁目七番五号

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十五円〇一銭